

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009長第107号	
事故等種類	浸水	
発生日時	不明（平成21年8月30日 05時00分ごろ発見）	
発生場所	熊本県八代港 八代港北防砂堤灯台から真方位143° 840m付近 （概位 北緯32° 32.45′ 東経130° 33.39′）	
事故等調査の経過	平成21年9月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 交通船 ^{やよい} 弥生、1.4トン 船舶番号、船舶所有者等 295-36266熊本、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	主機排気管ゴム継手にき裂、主機等を濡れ損	
事故等の経過	本船は、平成21年8月29日19時ごろ、無人のまま浚渫作業船に係留されたが、船尾外板の水線近くに設けられた排気口を通して逆流した海水が、主機の排気管ゴム継手に生じていたき裂から機関室内に浸入し、8月30日05時00分ごろ、船体が半水没状態となっているのが発見された。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1	
その他の事項	船長は、主機の排気管ゴム継手にき裂が生じていることを承知していたが、翌日修理することとして無人のまま係留した。 船長は、排気口より主機が高い位置にあったことから、浸水することはないだろうと思っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 主機の排気管ゴム継手にき裂を生じていた。 船長は、排気口より主機が高い位置にあるから排気管ゴム継手のき裂から浸水することはないだろうと思い、修理を翌日行うこととした。 船尾外板に設けられた排水口が水線近くであった。 他船の航走波や船体動揺により排気口を通して逆流した海水が排気管ゴム継手のき裂から機関室内に浸入したものと考えられる。
原因	本事故は、主機の排気管ゴム継手にき裂を生じていたが、直ちに修理を行わなかったため、本船が八代港において無人のまま係留中、他船の航走波や船体動揺により排気口を通して逆流した海水が、同き裂から機関室内に浸入したことにより発生したものと考えられる。	